三　第二十四条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項第二号の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

第二十九条　沖縄電力は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第二十五条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、三需要種別ごとに整理しなければならない。

第三十条　沖縄電力は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下この款において同じ。）について、様式第七の二により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一　第二十四条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費　送配電非関連費

二　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）を、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は一般送配電事業者が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額　送配電関連費

三　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額として、配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額　配電関連費

（削る）

（削る）